

公立大学法人大阪パートタイム高度専門職員給与規程

制 定 令和 7. 6. 30 規程 234

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 91

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、同条第 5 号に掲げるパートタイム高度専門職員（以下「パートタイム高度専門職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 パートタイム高度専門職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 給料の決定

(時間額の決定)

第 3 条 パートタイム高度専門職員の給料の支給単位は時間額とし、その額は、その者の業務内容、経歴及びその者の業務内容に係る労働市場における給与水準等を勘案して個別に決定した区分の別に応じ別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、別表の S S 区分に定める基準を超えて時間額を決定することができる。

(時間額の改定)

第 4 条 前条に定める時間額は、毎年 4 月 1 日に、改定することがある。

2 時間額の改定は、その者の毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間における業績評価結果の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

業績評価結果	年俸改定の方法
上位	第 3 条の規定により決定された時間額（以下「標準時間額」という。）に標準時間額に 100 分の 3 を乗じて得られる額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。
標準	標準時間額とする。
下位	標準時間額から標準時間額に 100 分の 3 を乗じて得られる額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り

	捨てた額) を減じた額とする。
--	-----------------

(時間額の情勢改定)

第5条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、時間額を改定することができる。

2 前項の規定により、標準時間額の改定があった場合における前条第2項の適用については、前項の規定による改定後の標準時間額を標準時間額とみなす。

第3章 給料の計算方法等

(給料の計算方法等)

第6条 給料の計算方法、通勤手当その他諸手当、給与の計算期間、支払日及び支払方法等については、公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第4条、第15条から第26条まで(第21条を除く。)、第27条から第39条の2まで(第35条から第37条までを除く。)並びに第43条から第52条までの規定を準用する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則 (令和8.3.30 規程91)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	時間額 (円)
S S	10,593円を超えない範囲 で個別に定める
S	7,944円を超えない範囲 で個別に定める
A	7,118
B	6,737
C	6,355
D	5,974
E	5,593
F	5,211
G	4,830
H	4,449

I	4,067
---	-------